

鶴ヶ島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市国民健康保険条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。